

第 1 問 答案用紙 < 1 > (租 税 法)

問題 1

問 1

A社が、業績好調のB社の倉庫代を肩代わりした場合には、A社がその経済的利益の供与を受けるとなく倉庫代の肩代わりをする合理的理由がないかぎり、この肩代わりした倉庫代は法人税法上の寄附金として取り扱うべきである。さらにA社とB社は完全支配関係にあることから当該寄附金はその全額が損金不算入とされる。

問 2

A社が負担した集会所及び公園の整備費用は、法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及び、近隣住民の理解を得て宅地開発を円滑に進めるという自己の利益を得ることが目的であり、かつ支出金額が20万円以上であることから、法人税法施行令14条1項6号イの繰延資産として取り扱うべきである。

問 3

配当所得とは、株主が株主としての立場で受ける剰余金の分配であり、株主の地位に基づく経済的利益も含まれる。法人の利益の有無にかかわらず交付され、かつ剰余金の処分として取り扱っていない株主優待施設利用券は、配当所得を構成する剰余金の分配には含まれず、A社の個人株主が受け取った株主優待施設利用券は配当所得に該当しない。

問 4

消費税を転嫁すべき立場にない免税事業者は、課されるべき消費税に相当する額を有していないため、課税売上高から消費税相当額を控除することは予定されていないと解されている。これより、Dの基準期間における課税売上高は1,000万円を超えることから、Dは本件課税期間において消費税の免税事業者には当たらない。

第 2 問 答案用紙 < 1 >
(租 税 法)

問題 2

番号	× 欄	記述欄
		法人税法22条 2 項 ----- -----
	×	経済的利益である 120 万円の受贈益と、それに見合う賃料が同額計上されるため、結果として課税関係は生じず、益金も計上されない。法人税法 22 条 2 項においても無償の役務の受入にかかる収益は規定していない。
		所得税法28条 ----- -----
	×	消費税法 4 条 4 項 2 号において、A 社がその役員に対して資産を贈与した場合におけるその贈与は事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなし、消費税を課税する。
		所得税法 59 条 ----- -----

第2問 答案用紙<1>

(租税法)

問題1

(解答に当たっての注意事項：)(下記指示によらなければ、配点がないので注意すること)

- (1) 各行ごとに、加算及び減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入しなさい。
- (2) 加算及び減算すべき金額が共に生じない場合は、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を明記しなさい。
- (3) 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入すること。また、記入する金額には、3桁ごとにカンマ(,)を打つこと。

(単位：円)

当期純利益の額	1,200,000,000	
	<u>加算すべき金額</u>	<u>減算すべき金額</u>
(受取利息・配当金など)		
みなし配当の額	4,350,000	
受取配当金の益金不算入額		
関係法人株式等		2,265,000
その他の株式等		2,070,000
住民税利子割	18,500	
源泉所得税	1,414,600	
その他申告調整額 (注2)について		1,200,000
(減価償却資産の償却費)		
建 物 1		3,672,000
建 物 2	0	
機 械 装 置	1,653,334	
器 具 備 品 1	120,000	
器 具 備 品 2		200,000
ソフトウェア	119,999	

第2問 答案用紙<2>

(租税法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(棚卸資産)		
K商品	420,000	
L商品	1,500,000	
(租税公課関係)		
未払法人税等	764,000,000	
繰延税金資産	13,000,000	
租税公課勘定((4)の事項計)	480,000	
(貸倒損失及び貸倒引当金)		
P社債権((1)の事項)		29,925,000
Q社債権((2)の事項)		31,500,000
一括評価金銭債権((3)の事項)	3,460,500	
貸倒実績率	0.0582	
繰入限度額 (一括評価分)	33,319,500	
(ストック・オプション)		
権利行使に係るもの ((2)・)		18,000,000
失効に係るもの ((2)・)		600,000
(法人税額の計算)		
課税所得金額		1,896,754,000
法人税額		569,026,200
所得税額控除額		1,414,600
中間申告分の法人税額		200,000,000
納付すべき法人税額		367,611,600

第2問 答案用紙<3>

(租税法)

問題2

(1) 所得の種類及び金額	(単位：円)
(給与 ・ 一時 ・ 譲渡 ・ 雑) 所得	3,341,600
(給与 ・ 一時 ・ 譲渡 ・ 雑) 所得	950,000
(2) 所得控除額の合計額	1,292,000
(3) 確定申告により納付すべき税額	58,500

第2問 答案用紙<4> (租税法)

問題3

問1 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額 (単位：円)

(1) 課税標準額 675,349,000

(2) 課税標準額に対する消費税額 27,013,960

問2 課税売上割合(端数処理を行わず分数で表示)

688,273,219

902,848,221

問3 消費税額から控除する金額

(1) 課税仕入れに係る消費税額 29,309,993

(2) 控除対象仕入税額 22,075,504

(3) 返還等対価に係る税額 773,424

(4) 貸倒れに係る税額 75,520

問4 納付すべき消費税額

1,967,200

問5 控除対象外消費税額等

(1) 棚卸資産に係る控除対象外消費税額等 6,270,057

(2) 建物に係る控除対象外消費税額等 2,070,984

(3) ソフトウェアに係る控除対象外消費税額等 114,960

問6 繰延消費税額等

(1) 繰延消費税額等 2,070,984

(2) 繰延消費税額等の損金算入限度額 207,098